

令和5年度 箕輪町防災交流施設建設事業 備品家具購入

公募型プロポーザル審査要領

1 基本的な考え方

審査にあたっては、内容を公平かつ客観的に評価し、委託する業務の目的が達成できるように最適な事業者を選定すること。

2 審査者

審査者は、箕輪町の職員5人以内とし、企画振興課において選出する。なお、審査者氏名等の公表は一切行なわない。

3 提案に対する評価

次の評価基準に基づき審査する。

評価項目			評価の基準	配点
価格以外 の評価点 (80点)	提案者評価 (10点)	実績等	・類似の事業の実績やその成果について	10点
	提案評価 (70点)	的確性	・方針やコンセプト等を理解、反映したデザイン、品質になっているか。	30点
		実用性	・方針やコンセプト等を理解、反映した規格、性能、容易な維持管理になっているか。	30点
		独創性	・方針やコンセプト等を理解し、特筆した提案があるか。	10点
価格評価 (20点)			最低見積額÷見積金額×価格点の配点	20点

4 受託候補者の決定

評価点の合計が、最も高い提案者を受託候補者とする。ただし、第1受託候補者が辞退等した場合は、次に評価点の合計が高い提案者を受託候補者とする。なお、合計点が高い者が2者以上ある場合には次により受託候補者を決定する。

- (1) 「的確性」の評価点異なる場合は、その評価点が高い提案者を受託候補者とする。
- (2) 「的確性」の評価点同じ場合、「実用性」の評価点が高い提案者を受託候補者とする。
- (3) 「実用性」の評価点同じ場合、「独創性」の評価点が高い提案者を受託候補者とする。
- (4) 「的確性」、「実用性」、「独創性」の評価点同じ場合は、本事業に関係のない箕輪町職員にくじ引きをさせ受託候補者を決定する。